

令和5年度 当初予算 総額1,055億6,112万円

一般会計予算の特徴

実質的には、対前年度比23億5千3百万円(3.7%)の増エネルギー・物価高騰対策を踏まえた予算

問合先 行財政管理課

令和5年度の当初予算は、4月に市長選挙が行われたことから義務的経費を年間必要額計上した骨格予算とし、6月補正予算にて政策的経費等を計上した肉付け予算の予定です。

今回骨格予算の歳出では市税の大幅な増収が見込めない中、エネルギー・物価高騰対策による継続事業を中心に、住民のために必要な生活環境の整備、地域経済への活力、教育環境に重点を置いたものとなりました。

予算の特徴としては、前年度補正予算に計上したエネルギー・物価高騰対策による継続事業のほか、ふるさと応援寄附金の増などにより当初予算では過去最大規模となったもので、各分野で基金活用による事業推進を図るものとし、投資的経費は継続事業である泉佐野土丸線・新家田尻線整備や上田ヶ丘団地住宅建替に加え、災害用トイレトレーラー導入などの緊急性の高い事業を予算計上しました。

その他の主な経費として、「活力・賑わい」ではeスポーツMICEコンテンツの実証などを行う国際観光産業振興事業に加え、物価高騰の影響を受けている店舗への支援を目的とした地域ポイント「さのぼ」還元キャンペーンやアプリ化により利便性向上を図る地域ポイント「さのぼ」運営事業、「子育て・教育」では新型コロナウイルス感染症対策と物価高騰対策として小・中学校給食の無償化の継続実施に加え、認定こども園・保育所等の第2子保育料無償化の実施、「健康」ではコロナ禍における物価高騰等の影響を踏まえた国民健康保険料の減免、「安全・防災」では指定避難所等へのマンホールトイレの設置、「快適・生活基盤」では笠松末広線の歩車道整備に加え、末広公園内の老朽化した公園遊具等の整備などを行います。

また、財政健全化では、中期財政運営方針に基づき、引き続き行財政改革に取り組み、地方債残高の減少、ふるさと納税の推進などにより、財政基盤の安定化を図ります。



各会計予算

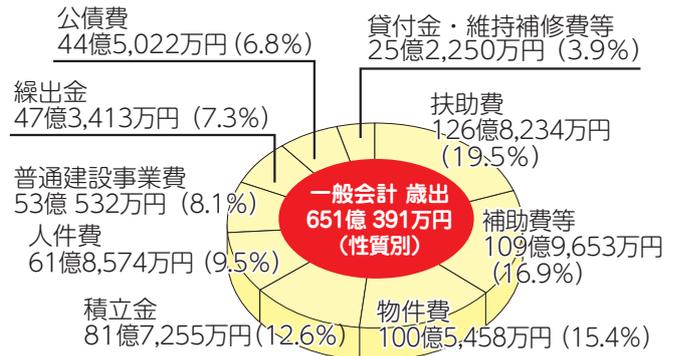
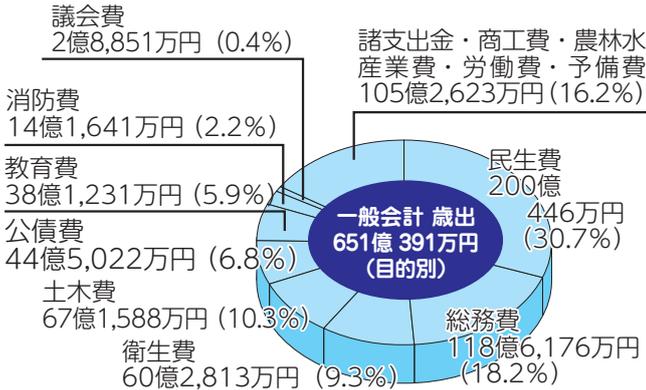
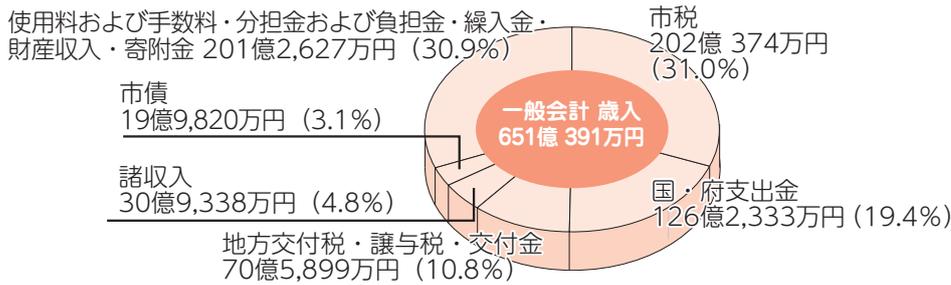
会計名	令和5年度(万円)	令和4年度(万円)	比較増減(万円)	比率(%)
一般会計	651億 391	628億8,265	22億2,126	103.5
借換債除く(*1)	651億 391	627億5,085	23億5,306	103.7
国民健康保険事業特別会計	113億2,532	111億8,979	1億3,553	101.2
公共用地先行取得事業特別会計	16億7,223	27億2,486	△10億5,263	61.4
借換債及び繰上償還除く(*1・2)	16億7,223	13億9,322	2億7,901	120.0
介護保険事業特別会計	101億4,806	97億 719	4億4,087	104.5
後期高齢者医療事業特別会計	14億5,395	15億1,785	△6,390	95.8
病院事業債管理特別会計	21億4,968	21億9,781	△4,813	97.8
りんくう公園事業特別会計	2億2,176	4億9,551	△2億7,375	44.8
水道事業会計	46億4,584	45億3,677	1億 907	102.4
下水道事業会計	88億4,037	84億4,178	3億9,859	104.7
借換債除く(*1)	88億4,037	84億4,178	3億9,859	104.7
合計	1,055億6,112	1,036億9,421	18億6,691	101.8

(*1) 借換債…満期時に一部を借り換えるもの

(*2) 繰上償還…利子負担軽減のために償還を繰り上げて行うもの

※これらを除いたものが実質的な予算規模になります。

一般会計歳入・歳出の内訳



「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」

(泉佐野市差別撤廃条例) が改正されました

問合せ先 人権推進課

■泉佐野市差別撤廃条例とは

「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」(泉佐野市差別撤廃条例)は平成5年9月に制定、同年12月に施行されました。この条例は、部落差別をはじめとして、在日外国人差別、障害者差別、女性差別を具体的人権課題にあげ、泉佐野市からあらゆる差別をなくすことを目的に、包括的な差別撤廃条例として、全国の自治体に先がけて制定されました。

■「泉佐野市差別撤廃条例」の一部改正 (令和5年4月施行)

この条例は約30年前に施行されましたが、重大な社会悪である部落差別をはじめとするあらゆる差別と人権侵害(以下「部落差別等」という)は未だ解消されていません。さらに「差別」は新たな形態も見せています。「インターネット上の差別や人権侵害」などの新たな人権課題も生まれました。こういった時代の推移に伴った様々な人権問題の変化に対応するために、本条例の改正を行いました。

■改正の概要

- 差別や人権侵害を絶対に許さない決意表明と改正内容の趣旨を明らかにしました(前文)
 - 事業者の責務を定めました(第4条)
 - 市の相談体制の充実を定めました(第9条)
 - 部落差別等の被害を受けた者等の救済等を定めました(第10条)
 - 部落差別等の行為に対する措置を定めました(第11条)
 - インターネット上の差別や人権侵害への対応を定めました(第12条)
- ※本条例の改正について詳しくは、人権推進課のホームページをご覧ください。



■新しい泉佐野市差別撤廃条例をいかして、私たち一人ひとりの力で、差別や人権侵害をなくしていきましょう

- 積極的に学び、正しい知識をもちましょう!
- 人権を大切にできる心を育てましょう!
- 差別をなくすために行動しましょう!